

廃棄物該当性の判断（5要件に基づく総合判断）

○環境省通知（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号）に示された以下の判断基準により判断

総合判断項目及び条件	性状・状況等	適合 状況
ア. 物の性状 利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。		
イ. 排出の状況 排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。		
ウ. 通常の見取り形態 製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。		
エ. 取引価値の有無 占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。		
オ. 占有者の意思 客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分 ¹ の意思が認められないこと。		
総合的な判断結果	有価物と判断される or 廃棄物と判断される or 更なる検討を要する（判断に不足するデータは○○）	

※廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

※廃棄物の疑いのあるものについては以下の各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱う。

※排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡等の実績等を求めるものではなく、通常の見取り、個別の用途に対する利用価値ならびに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物の該当性を判断。

※中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要することとなる。中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断。

※廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断する。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものである。